

鹿児島市中小企業者特別支援金 Q&A

Q&A 一覧

1. 対象事業者・申請者について

- Q1-1 中小企業者等とはどのような企業ですか。
- Q1-2 法人税法別表第一に規定する公共法人とは具体的にはどのような法人ですか。
- Q1-3 申請は何回でもできますか。
- Q1-4 申請者欄の住所は、店舗住所ですか、それとも自宅住所ですか。
- Q1-5 代理の名義で申請はできますか。
- Q1-6 フリーランスで自宅を事務所とし、事業を行っています。支援金の対象になりますか。
- Q1-7 フリーランスで屋号や役職などがありません。申請書の書き方はどのようにすればいいですか。
- Q1-8 市内のナイトクラブでホステスをしており、報酬を給与所得として申告していますが、支援金の請をできますか。
- Q1-9 飲食店の事業収入のほか年金収入があります。申請できますか。
- Q1-10 鹿児島市内に店を構える個人事業者です。私の住所は鹿児島市外にありますが、支援金の対象になりますか。
- Q1-11 鹿児島市内で小売業を営んでおり、3店舗(A店、B店、C店)経営しています。A店のみの売上実績で申請できますか。
- Q1-12 法人で社名変更をした場合は申請できますか。
- Q1-13 営利型の一般財団法人や一般社団法人は対象になりますか。
- Q1-14 非営利型の法人は対象になりますか。
- Q1-15 個人で農林水産業を営んでいますが、対象になりますか。
- Q1-16 NPO法人や医療法人、社会福祉法人等で、資本金が無い場合、「中小企業等」にあてはまるかどうかについては、どのように判断するのですか。

2. 対象要件について

- Q2-1 算出方法における売上高とは何ですか。
- Q2-2 算出方法における売上総利益とは何ですか。
- Q2-3 算出方法における売上総利益率とは何ですか。
- Q2-4 算出方法における営業利益とは何ですか。
- Q2-5 算出方法における売上高営業利益率とは何ですか。

3. 確定申告書等の添付書類について

- Q3-1 確定申告書類の控えに收受印がない場合や e-Tax の場合はどうすればいいですか。
- Q3-2 個人事業主ですが、令和3年分、4年分の確定申告をしていません。申請はできますか。
- Q3-3 消費税の申告書類での申請はできますか。
- Q3-4 「振込先口座の通帳等の写し」は具体的にどのような書類が必要ですか。
- Q3-5 ネットバンク等で紙媒体の通帳がないのですが、どのようにすればいいですか。
- Q3-6 代理の振込口座でも支援金の給付が受けられますか。
- Q3-7 個人事業者の場合の「本人確認書類」は具体的にどのような書類が必要ですか。

4. 申請方法等について

- Q4-1 申請書類はどこで入手できますか。
- Q4-2 申請は窓口でもできますか。
- Q4-3 申請書を郵送しましたが、何の連絡もありません。受け付けてもらったのでしょうか。
- Q4-4 申請から給付までどれくらいかかりますか。
- Q4-5 現金での受け取りはできますか。
- Q4-6 誤って受給してしまった場合は、どのような手続きが必要となりますか。

5. 支援金の使途、課税について

- Q5-1 給付された支援金はどのような用途に使えますか。
- Q5-2 市の中小企業者特別支援金は課税の対象となりますか。

1. 対象事業者・申請者について

Q1-1. 中小企業者等とはどのような企業ですか。

A. 次のいずれかに該当する企業等(個人事業者を含む)になります。

業種	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の総額
小売業	50人以下	5千万円以下
サービス業	100人以下	5千万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	300人以下	3億円以下

※ 政治団体、宗教上の組織もしくは団体、公共法人(法人税法別表第一)、任意団体(事業収入を得ており、確定申告を行っている団体は除く。)は除きます。

Q1-2. 法人税法別表第一に規定する公共法人とは具体的にはどのような法人ですか。

A. 地方公共団体、国立大学法人、株式会社日本政策金融公庫、土地改良区、土地区画整理組合などが挙げられます。

Q1-3. 申請は何回でもできますか。

A. 一度給付を受けた方は、再度申請することはできません。

Q1-4. 申請者欄の住所は、店舗住所ですか、それとも自宅住所ですか。

A. 個人事業主の方は、本人確認書類で確認できるお住まいの住所を記入してください。法人の方は、法人登記されている本社の所在地を記入してください。

Q1-5. 代理の名義で申請はできますか。

A. 申請は、法人(代表者)、個人事業者ともに、本人名義による申請となります。

Q1-6. フリーランスで自宅を事務所とし、事業を行っています。支援金の対象になりますか。

- A. 確定申告において「事業収入」で計上されており、鹿児島市内に事業活動を行う事業所を有する場合は対象となります。雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの（以下、業務委託契約等収入）を得ている場合、業務委託契約等に基づく収入を売上とすることができます。ただし、事業者として事業活動を行っていることを証明できる資料（業務委託契約書等）の添付が必要となります。

Q1-7. フリーランスで屋号や役職がありません。申請書の書き方はどのようにすればいいですか。

- A. フリーランスで屋号や役職がない場合は、空欄で構いません。

Q1-8. 市内のナイトクラブでホステスをしており、報酬を給与所得として申告していますが、支援金の申請をできますか。

- A. 給与所得で申告していた場合でも、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの（以下、業務委託契約等収入）を得ている場合、業務委託契約等に基づく収入を売上とすることができます。ただし、事業者として事業活動を行っていることを証明できる資料（業務委託契約書等）の添付が必要となります。

Q1-9. 飲食店の事業収入のほか年金収入があります。申請できますか。

- A. 事業収入があれば申請できます。

Q1-10. 鹿児島市内に店を構える個人事業者です。私の住所は鹿児島市外にありますが、支援金の対象になりますか。

- A. 鹿児島市内で事業を営んでいる場合は対象になります。

Q1-11. 鹿児島市内で小売業を営んでおり、3店舗(A店、B店、C店)経営しています。
A店のみの売上実績で申請できますか。

A. 法人又は個人事業者としての申請ですので、A～C店舗全体の売上実績をもとに申請してください。店舗ごとに売上を区分して申請することはできません。

Q1-12. 法人で社名変更をした場合は申請できますか。

A. 社名変更等により現在の法人名と添付書類の法人名が異なる場合も、法人番号に変更がない場合は、同一の法人とみなし、申請できます。

Q1-13. 営利型の一般財団法人や一般社団法人は対象になりますか。

A. 対象になります。

Q1-14. 非営利型の法人は対象になりますか。

A. NPO法人、公益法人なども対象になります。

Q1-15. 個人で農林水産業を営んでいますが、対象になりますか。

A. 個人の農業者、林業者、漁業者、農林水産関連事業者も対象になります。

Q1-16. NPO法人や医療法人、社会福祉法人等で、資本金が無い場合、「中小企業等」にあてはまるかどうかについては、どのように判断するのですか。

A. 常時使用する従業員の数が300人以下であるかを確認します。

2. 対象要件について

Q2-1. 算出方法における売上高とは何ですか。

A. 確定申告書類において事業収入として計上するものです。収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。また給与収入、雑所得等は含みません。

【法人】

・法人事業概況説明書の「主要科目」の「売上(収入)高」欄の金額

【個人事業主】

・確定申告(青色申告)の場合: 青色申告決算書の「売上(収入)金額①」欄の金額

・確定申告(白色申告)の場合: 収支内訳書の「売上(収入)金額①」欄の金額

Q2-2. 算出方法における売上総利益とは何ですか。

A. 売上高から売上原価を控除した額を指します。

【法人】

・法人事業概況説明書の「主要科目」の「売上(収入)総利益」欄の金額

【個人事業主】

・確定申告(青色申告)の場合: 青色申告決算書の「差引金額⑦」欄の金額

・確定申告(白色申告)の場合: 収支内訳書の「差引金額⑩」欄の金額

Q2-3. 算出方法における売上総利益率とは何ですか。

A. 売上総利益を売上高で除した割合(パーセント表記)を指します。売上総利益率は、小数点第一位まで記載してください(小数点第二位以下切り捨て)。

Q2-4. 算出方法における営業利益とは何ですか。

A. 売上総利益から販売費、一般管理費を差し引いた額を指します。

【法人】

・法人事業概況説明書の「主要科目」の「営業損益」欄の金額

【個人事業主】

・確定申告(青色申告)の場合: 「差引金額^③」欄の金額欄の金額

・確定申告(白色申告)の場合: 収支内訳書の「所得金額^①」欄の金額

Q2-5. 算出方法における売上高営業利益率とは何ですか。

A. 営業利益を売上高で除した割合(パーセント表記)を指します。利益率は、売上高営業小数点第一位まで記載してください(小数点第二位以下切り捨て)。

3. 確定申告書等の添付書類について

Q3-1. 確定申告書類の控えに收受日付印がない場合や e-Tax の場合はどうすればいいですか。

A. <法人の場合>

(原則) 確定申告書別表一の控えには收受日付印が押されていること。

e-Tax による申告の場合は「受信通知(メール詳細)」を添付のこと。ただし、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知(メール詳細)」の添付は不要とします。

※收受日付印又は受信通知(メール詳細)のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」「事業所得金額の記載のあるもの」を提出することで代替することができます。この場合、收受印等のない確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書の控えを用いることができます。

<個人事業者の場合>

(原則) 確定申告書第一表の控えには收受日付印が押されていること。

e-Tax による申告の場合は「受信通知(メール詳細)」を添付のこと。ただし、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知(メール詳細)」の添付は不要とします。

※收受日付印又は受信通知(メール詳細)のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」「事業所得金額の記載のあるもの」を提出することで代替することができます。この場合、收受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いることができます。

<共通(上記の対応ができない場合)>

- ・税務署に開示請求して取得した確定申告書の写しを提出すること。
 ※開示請求から開示・不開示の決定を受けるまで30日程度かかり、開示にあたっては手数料が必要になります。開示請求の手続に関しては、税務署までお問い合わせ下さい。
- ・確定申告書の控えと所得税領収書の写しを提出すること。

Q3-2. 個人事業主ですが、令和3年分、4年分の確定申告をしていません。申請はできますか。

- A. 給付対象者を決定する資料に確定申告書類が必要となりますので、申告後に中小企業者特別支援金の申請をしてください。

Q3-3. 消費税の申告書類での申請はできますか。

- A. 消費税の申告書類での申請はできません。中小企業等の場合は法人税の確定申告書別表一、個人事業者等の場合は所得税の確定申告書第一表を証拠書類として提出してください。

Q3-4. 「振込先口座の通帳等の写し」は具体的にどのような書類が必要ですか。

- A. 銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるものです。
- ・ 法人の場合：法人名義の口座の通帳の写し
 - ・ 個人事業者の場合：個人名義の口座の通帳の写し
- } 通帳を開いた1・2ページ目 等
- ※個人事業主で屋号のみの口座名義の場合、確定申告、開業届等で同一屋号を用いていることが分かる場合も可。
- ・ 電子通帳の画面コピー
- 紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面等を印刷したもの等

Q3-5. ネットバンク等で紙媒体の通帳がないのですが、どのようにすればいいですか。

- A. 電子通帳等で紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。同様に、当座預金で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

Q3-6. 代理の振込口座でも支援金の給付が受けられますか。

- A. できません。申請者名義(法人名義、個人名義)の口座を振込先として申請書に記載してください。

※法人は代表者名義も可。

Q3-7. 個人事業者の場合の「本人確認書類」は具体的にどのような書類が必要ですか。

- A. 本人確認書類は住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。なお、いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書類に記載する住所と同一のものに限ります。

(例)

- ・運転免許証(両面)(返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能)
- ・個人番号カード(オモテ面のみ)
- ・写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)
- ・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限る)(両面)
- ・障害者手帳
- ・敬老パス

なお、住所・氏名・顔写真が記載されたものがご準備できない場合は、下記のように2種類の書類にて代替することができます。

- ・住民票(※)及び各種健康保険証(両面)(注)の両方
- ・住民票(※)及びパスポート(顔写真の掲載されているページ)の両方

(※)…公共料金の請求書や郵便物等でも可

(注)…各種健康保険証を提出する場合は、必ず健康保険者等記号・番号等にマスキングを施した写しを送付してください。

4. 申請方法等について

Q4-1 申請書等はどこで入手できますか。

- A. 申請書等の指定様式は、市ホームページからダウンロードできます。

Q4-2. 申請は窓口でもできますか。

- A. 原則郵送でお願いします。

Q4-3. 申請書を郵送しましたが、何の連絡もありません。受け付けてもらえたのでしょうか。

- A. 申請書を受付後、通常2~3週間程度でご依頼の口座に入金します。受付や入金連絡はしませんので、通帳記帳等により確認してください。また、申請書類に不備等があり、その旨の電話連絡がとれないケースがあります。申請書には、必ず日中連絡がとれる電話番号(携帯番号等)を記入し、不在着信があった場合は

折り返しの連絡をお願いします。

Q4-4. 申請から給付までどれくらいかかりますか。

- A. 申請書を受理後、申請書類に不備等がない場合、振り込みます。1か月程度で給付します。受付や入金の手続きはしませんので、通帳記帳等により確認してください。

Q4-5. 現金での受け取りはできますか。

- A. 口座振り込みでの給付のみとしており、現金での受け取りはできません。

Q4-6. 誤って受給してしまった場合は、どのような手続きが必要となりますか。

- A. 申請に必要な受給要件を満たさないのに受給してしまった方は、速やかにご返還ください。

中小企業者特別支援金専用ダイヤルで返還について受け付けています。

鹿児島市中小企業者特別支援金事務局 099-272-9871 (平日8:30~17:15)

5. 支援金の使途について

Q5-1. 給付された支援金はどのような用途に使えますか。

- A. 事業全般に広く使える支援金です。事業を継続するための燃料費や家賃、人件費などに使えます。

Q5-2. 市の中小企業者特別支援金は課税の対象となりますか。

- A. 中小企業者特別支援金は事業に関連して支給されるものです。国税庁のホームページによると、税務上、益金(個人事業者の場合は、総収入金額)に算入されるものですが、損金(個人事業主の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に法人税・所得税の課税対象とならないと思われます。また資産の譲渡又は役務の提供を行うことの反対給付として事業者が受けるものではないことから、消費税の課税対象にもならないと思われます。

個別の事例につきましては、管轄の税務署や担当の税理士へ個別にお問い合わせください。